

# 秋田市景観計画策定方針(案)

## もくじ

### 序章

- 1 背景
- 2 目的
- 3 位置付け
- 4 構成
- 5 基本的事項

### 第1章 景観計画区域

- 1 対象とする区域
- 2 重点地区について

### 第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 景観要素別方針
- 4 地域別方針
- 5 都市景観都心軸の方針

### 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為
- 2 景観形成基準

### 第4章 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

- 1 基本的な考え方
- 2 景観重要建造物の指定の方針
- 3 景観重要樹木の指定の方針

### 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 屋外広告物の表示等に関する制限について

### 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 景観重要公共施設の整備について

### 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

### 第8章 重点地区

- 1 基本的な考え方
- 2 重点地区の指定の方針

### 第9章 市民による景観づくりの促進・支援

### 資料

# 序章

## 1 背景

これまでの都市景観形成に関する施策の流れを紹介するとともに、平成16年6月に「景観法」が制定されたことによる全国的な動きや、平成17年1月11日に旧河辺町、旧雄和町との合併による新秋田市誕生といった、本市を取り巻く社会的な変化に対応するため、景観計画の策定が必要である。

## 2 目的

良好な景観形成のための方針や施策について、その方向性などを示すものであり、市民・事業者・行政が共通の認識のもとに、優れた都市景観の創造と保全に取り組むための指針とする。

さらに、より市民が主体的に地域の景観づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、これまでの都市景観施策をより効率的に進めるための土台づくりを行う。

## 3 位置づけ

景観法に基づく計画であり、市の上位計画である「秋田市総合計画」に即するものとし、その他の関連計画とは適合するものとする。また、秋田県では「秋田県の景観を守る条例」「秋田県屋外広告物条例」「秋田県風致地区内における建築物等の規制に関する条例」が定められており、秋田市景観計画に適合するものとする。

また、景観計画の運用にあたって、市民意識の高まりや景観形成に関する環境の変化を踏まえて、景観計画策定後も継続して検討を進め、適時更新を図る。



## 4 構成

秋田市景観計画の構成および概要

## 5 基本的事項

「景観」「都市景観」「都市景観形成」の定義（「秋田市都市景観形成に関する基本方針」より抜粋）

## 第1章 景観計画区域

### 1 対象とする区域

秋田市の景観は秀峰太平山を背景に、県都秋田市の市街地、雄物川沿いに広がる田園地帯、岩見川沿いの山間部に連なる田園地帯、秋田港をはじめとする日本海など、あらゆる景観要素が展開されている。そのため、市街地や集落の周辺のみではなく、市域全体を景観計画区域に設定し有効な措置を講じられるようにして、多様な景観行政を広範囲で展開するため、秋田市全域を景観計画区域とする。

### 2 重点地区について

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「重点地区」として、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進する。なお、重点地区の詳細については、第8章で明らかにする。

## 第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1 基本理念

(案) 太平山に見守られ、いつも緑を感じる美しいまち秋田の継承  
(「平成18年度景観形成方針策定調査(国土交通省)」より)

### 2 基本方針

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」において「都市景観形成の基本的な考え方」として位置づけられていた「都市景観形成の必要性」「都市景観形成の基本目標」「都市景観形成に取り組む基本姿勢」を秋田市景観計画の基本方針として継承する。

#### (1) 都市景観形成の必要性

- ア 都市の魅力の向上
- イ 地域の活性化
- ウ 次世代への継承

#### (2) 都市景観形成の基本目標

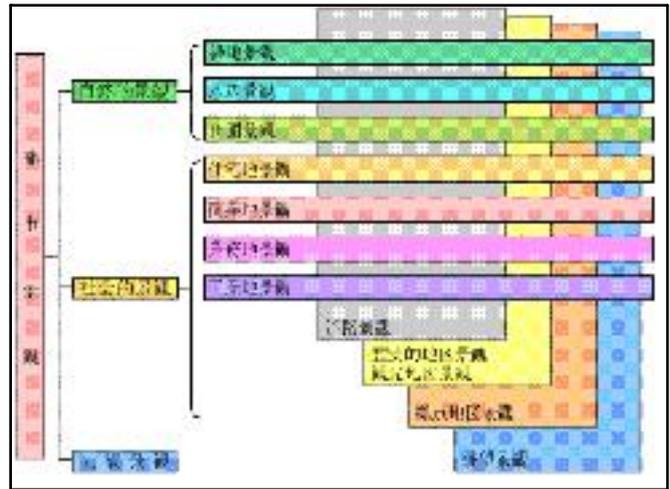
- ア 県都としての風格とにぎわいのある都市景観形成
- イ 豊かな自然や歴史的・文化的財産を大切にする都市景観形成
- ウ 秋田市の新たなアイデンティティを生む都市景観形成
- エ 安全で安心な、暮らしやすいまちづくりにつながる都市景観形成
- オ 他の地域の人々にとってもやさしく魅力ある都市景観形成

#### (3) 都市景観形成に取り組む基本姿勢

- ア 市民が主体、みんなで協力
- イ 守り、つくり、育てる
- ウ 地域らしさで活力を
- エ 秋田を知って、魅力をアピール
- オ 様々な制度を積極活用

### 3 景観要素別方針

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」(p 6～10参照)において景観要素を次のように類型化し、それぞれの都市景観目標および都市景観形成方針を定めており、これを景観計画の景観要素別方針として継承する。



#### (1) 単体の類型

緑地景観、水辺景観、田園景観、住宅地景観、商業地景観、業務地景観、工業地景観

#### (2) 複数の類型にまたがる類型

道路景観、歴史的地区・観光地区景観、拠点地区景観、眺望的景観

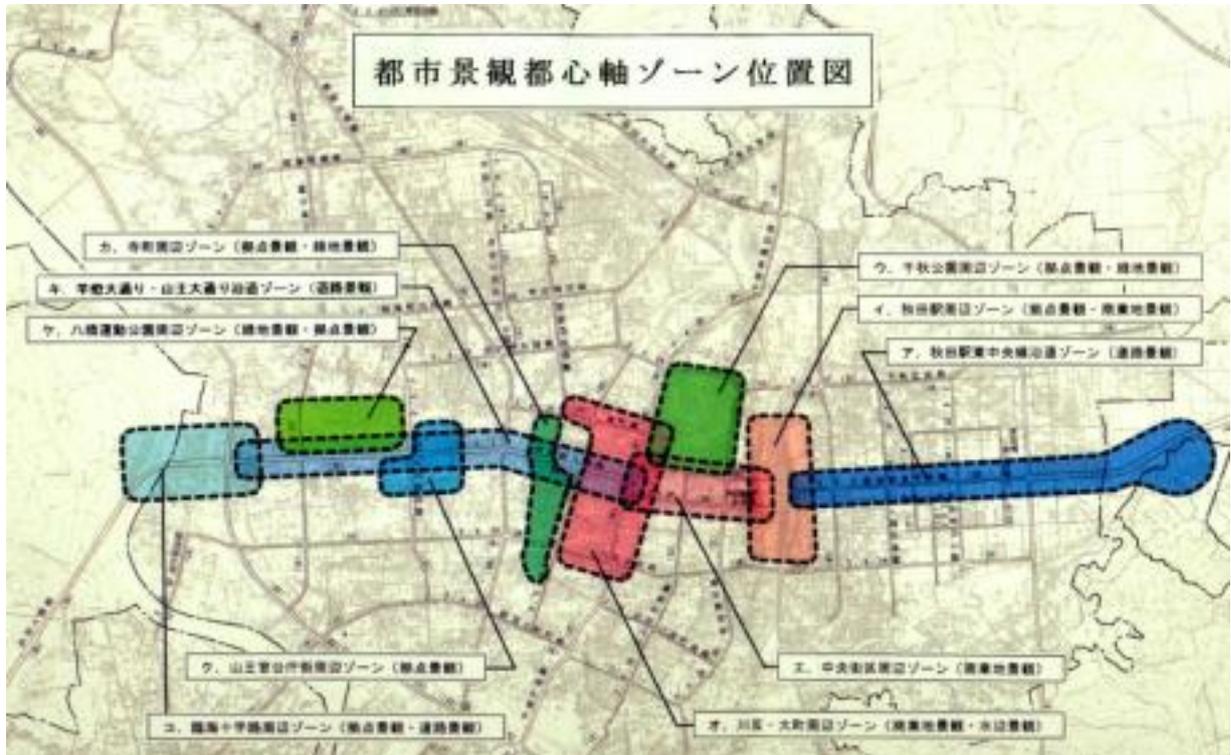
### 4 地域別方針

本市の総合計画や都市計画マスタープランにおける地域別計画等を踏まえ、地域区分である「中央地域」「東部地域」「西部地域」「南部地域」「北部地域」「河辺地域」「雄和地域」の7地域について、それぞれの景観特性を明らかにするとともに、地域ごとの方針を策定する。景観特性については、景観マップを基にした図面を掲載する。

	地域別方針	緑地	水辺	田園	住宅	商業	業務	工業	眺望
中央地域	市の顔としての魅力やにぎわい溢れる景観の創出を図るとともに、千秋公園による緑地景観の保全や、落ち着いた業務地景観の形成といった、多様な地区特性に合わせた景観の形成を目指す。								
東部地域	太平山への眺望を保全するとともに、秋田駅東口の良好な商業地景観の形成を図る。								
西部地域	日本海や雄物川による水辺景観を活かした景観形成を図るとともに、点在する神社等歴史的建造物と調和した景観形成を図る。								
南部地域	豊かに広がる田園景観の保全を図るとともに、牛島の歴史的な住宅地や御所野の整然とした住宅地と調和した景観の形成を図る。								
北部地域	秋田港による水辺景観や広がる田園景観を保全するとともに、土崎地区等の多様な商業地景観・住宅地景観を活かした景観形成を目指す。								
河辺地域	鵜養集落や旧羽州街道沿い等の歴史的な住宅地景観の保全や、太平山や岩見川等の豊富な緑地・水辺景観と調和した景観形成を目指す。								
雄和地域	高尾山からの眺望を保全するとともに、雄物川周辺の水辺景観をはじめとする豊かな自然景観や、田園景観と調和した景観形成を目指す。								

## 5 都市景観都心軸の方針

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」(p11～14参照)において、ノースアジア大学付近から臨海十字路まで市の中心部を東西に貫き、都市の骨格を形成する都市機能が集積している帯状の地域を、県都秋田市の顔を形成し、歩行者などの通行量が最も多く、街並みなどを眺められる機会が多い地域であることから、都心軸と位置づけ、都市景観都心軸ゾーン別の都市景観形成方針を定めている。景観計画では、このゾーン別の方針を都市景観都心軸の方針として継承する。



### 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 1 届出対象行為

「秋田市都市景観条例」に基づき実施した大規模行為の届出制度を継承する。対象となる行為を細分化し、適切な適用除外を設ける。

##### (1) 必須行為（景観法で届出対象とされている行為）

	行為	現在の要件	新たな要件
建築物	新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更	建築面積が1,000㎡を超えるか、高さが10mを超えるもの	・現行の要件を継承 ・増築等の規模によって適用除外を設ける ・用途地域によって適用除外を設ける
工作物	新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、外観の過半にわたる色彩の変更	高さが10mを超えるもの	・擁壁等、電気供給・通信施設といった用途により、要件を分ける ・建築物等に設置する場合、工作物の高さによって適用除外を設ける ・用途地域によって適用除外を設ける
開発行為(新)	開発行為	なし	開発許可および事業計画の届出の必要な規模に基づき、区域区分により届出対象となる規模を分ける

##### (2) 任意で届出対象にできる行為

任意で届出対象とできる行為一覧	届出対象とするかどうか
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	届出対象としない
木竹の植栽又は伐採	市街化区域外や、景観要素が「緑地景観」に該当する地域について設定する
さんごの採取	届出対象としない
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	届出対象としない
水面の埋立て又は干拓	届出対象としない
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	届出対象としない
火入れ	届出対象としない

広告物については、現行の制度では高さが10mを超えるものについて届出対象としていたが、景観法に基づく制度では、屋外広告物法に基づく許可申請で担保するため、届出対象外となる。

基準は「第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」で定める。

#### 2 景観形成基準

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」に基づく「都市景観形成基準」(p15～19参照)を基本とする。なお、新たにマンセル値による色彩基準を設けるものとする。

## 第4章 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

### 1 基本的な考え方

地域の個性ある景観形成の核として、景観上重要な建造物、工作物、樹木を積極的に保全・継承するため、景観重要建造物および景観重要樹木として指定し、外観の変更等の制限による保全や保護のための支援、景観行政団体等と所有者が締結する管理協定などによって景観の維持を図る。

### 2 景観重要建造物の指定の方針

公共空間から容易に見ることができる景観形成上重要であると認める建造物について、次の項目のいずれか又は総合的に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定する。

#### (1) 指定の要件

- ・地域の景観に影響の大きい建造物
- ・地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す建造物および家並み
- ・地域に継承される材料や形式で建築された建造物および家並み
- ・地域のランドマークとなる建造物
- ・市民に愛され親しまれている建造物

#### (2) 指定を積極的に検討する建造物

次の建造物については、指定を積極的に検討する。

- ・県または市指定文化財
- ・国登録有形文化財
- ・重点地区（第8章参照）において、地域の景観づくりの核と位置づけられている建造物

### 3 景観重要樹木の指定の方針

公共空間から容易に見ることができる景観形成上重要であると認める樹木について、次の項目のいずれか又は総合的に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定する。

#### (1) 指定の要件

- ・地域の景観に影響の高い樹木
- ・地域の景観の特徴を成す樹木
- ・地域のランドマークとなる樹木
- ・地域の景観に影響の大きい建造物または街なみと一体となった樹木
- ・市民に愛され親しまれている樹木

#### (2) 指定を積極的に検討する樹木

次の樹木については、指定を積極的に検討する。

- ・県または市指定天然記念物
- ・「秋田市都市緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹
- ・重点地区（第8章参照）において、地域の景観づくりの核と位置づけられている樹木

## 第5章 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 1 基本的な考え方

屋外広告物は、景観上の影響が大きい要素であることから、景観計画に位置付け、建築物等の景観形成と連携して取り組む。

「秋田市屋外広告物条例」に基づき、市全域の屋外広告物について良好な景観の形成もしくは風致の維持を目的として必要な規制を行うとともに、地域特性等に応じて区分している禁止地域および許可地域について、適切な規模、配置、形態、色彩および意匠となるように必要な規制を行う。

### 2 屋外広告物の表示等に関する制限について

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」に基づく「屋外広告物景観形成指針」(P20～23参照)を継承する。

また、主な基準としては次のとおりとする。

#### (1) 色彩等

- ・周辺の土地利用や設置される建築物など調和の取れたデザイン、色彩、規模、形態とする。
- ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに十分配慮する。

#### (2) 形態・意匠

- ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。
- ・屋上広告を設置する場合、建築物の壁面と素材・色彩を合わせるなど建築物との一体性や周辺との調和に十分配慮する。

## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1 基本的な考え方

美しく魅力ある景観を形成していくためには、行政も景観に対し、積極的に取り組む必要がある。このため、景観上特に重要である公共施設は、景観法に基づく景観重要公共施設として位置付け、関係諸機関との連携により魅力的な景観づくりに努める。

### 2 景観重要公共施設の整備について

次の項目のいずれか又は総合的に該当する公共施設について、管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付けた場合は、景観上必要な整備に係る基準を定める。

#### 要件

- ・景観の骨格となる軸や拠点周辺に位置する施設
- ・景観資源周辺などで景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設
- ・地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- ・当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる施設
- ・大規模かつ重要な公共施設で、そのものが景観に大きな影響を与える施設

## 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農山村では、その土地ごとの風土に適応した農業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって醸成されており、一定の区域において景観と調和の取れた良好な営農条件を確保する必要がある場合は、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めた景観に係る計画の策定を行う。

## 第8章 重点地区

### 1 基本的な考え方

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「重点地区」として、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進する。

重点地区は、地区住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地区を「景観まちづくり地区」、秋田市が本市の「顔」となる景観を形成するなど計画的な景観を形成する必要のある地区を「景観形成地区」とする。

### 2 重点地区の指定の方針

次の項目のいずれか又は総合的に該当する地区について、地区住民等の意見を聴き、また、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、重点地区を指定する。指定した場合は、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限基準（色彩、デザイン、緑化など）を定める。

また、「景観まちづくり地区」については、地区住民等からの提案があった場合は積極的に指定を検討していく。

#### 要件

- ・本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺地区
- ・景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地区
- ・地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地区
- ・新規の公共事業や公共施設の改修などと合わせて一体的な景観形成の取り組みを期待できる地区又は景観が大きく変化することが予想される地区

## 第9章 市民による景観づくりの促進・支援

景観づくりに取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている地域に対し、取り組みをバックアップするための制度を整備する。主な制度は次のとおりとする。

- ・提案制度の充実
- ・景観形成に係わる市民活動の支援（景観アドバイザー派遣、PR）
- ・シンポジウム、講演会の開催
- ・表彰制度の実施
- ・行政の推進体制の整備
- ・重点地区（景観まちづくり地区）への支援

## 資料

- 1 カラーチャート
- 2 景観アンケート報告書
- 3 景観マップ